

航空機によるご遺体の移送サービスについて

空輸する場合、必ず到着地での引き取り業者の決定と、出発前の予約が必要になってきます。出発前の予約は当日でも可能ですので心配ありませんが、引き取り業者は予め決定しておく必要があります。（航空会社によっては同行者が必要になる場合もあります。）

※お乗せする飛行機にご遺族の方が必ずしも同乗しなくてはならないということはありません。

病院でご逝去されますと看護師さんが清拭（体を綺麗にしたり、出発する身支度を行う事）を行なってくださいと思います。その際に故人に着せてあげたい服などありましたら、予め看護師さんにお渡し着せてくださるよう、頼んでおきます。病院を何時頃出発できるかお聞きになり、オフィスシオンへご連絡下さい。お迎えにあがります。
※病院では必ず死亡診断書を受け取り下さい。

●注意事項

病院で御納棺し飛行機出発時間に間に合う場合は問題ありませんが、飛行機の始発はおよそ6:30頃、最終は22時頃となっております。受付はその1時間30分前までにすまさなければなりません。深夜等の場合寝台車の深夜料金がかかってしまいます。飛行機発着時間などの都合により霊安室等でお預かりさせていただく場合別途料金が必要です。

●注意事項

予め病院安置室で御納棺できるかご確認ください。不可能な場合は、一度当社提携施設の霊安室へお連れしそこで御納棺し、出発となります。

火葬許可書（死亡届）を取得する必要があります。もしよろしければ、オフィスシオンで提出代行を行わせて頂きますが、ご遺族で取得する場合は

1、提出義務順位（死亡届署名者）

①同居の親族又は同居外の親族

②その他の同居者 ③家主等

となっておりますが、上記にあてはまる方であれば順位にかかわらず提出できます。

2、取得できる場所は

①ご逝去された場所の市区町村

②届出人の居住地の市区町村

③死亡者の本籍地の市区町村

3、届出先に印鑑・身分証明書をお持ち下さい。

4、届出記入欄には故人の本籍地や住んでいた場所の筆頭者氏名等の情報が必要ですので予め調べておく事をお勧めします。

私共が病院へお迎えにあがります。搬送の為故人様を御棺に納めさせて頂き、防腐処置等を一緒に行ないます。空輸の場合は御棺にカバーをかけ、蓋が開かない様、縛る必要がありますので、御棺に入れるものなどありましたら、早目がよろしいかと思われます。その後空港へ搬送し、同行者と御棺の発送手続きを行ないます。

●注意事項

死亡届は、葬儀場所で取得するかご逝去された場所で取得するか予め決定しておく事をお勧めします。故人と一緒に葬儀場所へ同行される場合のトラブルとして、もう一度ご逝去地へ戻るなどのケースもあります。火葬許可書（死亡届）取得を私共で行なう場合は別途料金となります。

●注意事項

※航空会社には死亡診断書のコピー2通到着時での引き取り業者名の詳細（名前・電話・住所・担当者名）が必要です。引き取り業者とは必ず連絡が取れるようにしておき、出発前に飛行機の便名等（発着時間）を必ず伝えておき、空港まで迎えに来てくれる様頼んでおきます。業者にはお棺に納められて到着することも伝えておく事をお勧めします。

■到着地での引き取り業者が目的地まで搬送■

※引き取り業者は現地で葬儀施工する会社へお頼みするのが良いと思われます。